

海技免状・操縦免許証の「更新」「失効再交付」のご案内

このたび財団法人 海技資格更新協力センターより来報ありましたので  
ご案内申し上げます。

平成22年7月6日  
全国海運組合連合会

# 海技免状・操縦免許証の 「更新」「失効再交付」のご案内



2010年度ミス日本「海の目」 鈴木 亜美

財団法人 海技資格更新協力センター  
<http://www.kousin-c.or.jp>



# 海技免状又は操縦免許証の有効期間の更新について

- 海技免状又は小型船舶操縦免許証の有効期間は5年で、更新を行わずに有効期間が満了したときは、海技免状又は操縦免許証が失効し、その免状又は免許証では引き続き船舶に乗り組むことができなくなりますので、有効期間内に全国の地方運輸局（神戸運輸監理部・沖縄総合事務局を含みます。以下同じ。）又は運輸支局（海事事務所を含みます。以下同じ。）で更新の手続きをしてください。更新の手続きは、有効期間が満了する1年前から行うことができます。

## 1 更新の要件

- 更新に当たっては、
  - 第一に 一定の身体適性基準を満たしていること。
  - 第二に 次の要件のうち、いずれかひとつを満たしていることが必要です。
    - (1) 国土交通大臣の登録を受けた登録海技免状更新講習実施機関又は登録操縦免許証更新講習実施機関（以下「登録更新講習実施機関」という。）の行う登録海技免状更新講習又は登録操縦免許証更新講習（以下「登録更新講習」という。）を修了していること。
    - (2) 必要な乗船履歴を有していること。（4 更新に必要な乗船履歴（3頁）参照）
    - (3) (2)の乗船履歴を有している者と同等以上の知識及び経験を有していると地方運輸局長が認める職務に一定期間従事していたこと。（同等業務経験の認定）

## 2 身体検査

- 身体検査基準を満たしていることの認定のため、あらかじめ一般の医療機関の医師（歯科医師は除きます。）の検査を受けるか、講習の際に登録更新講習実施機関の身体検査員による検査を受け、海技士身体検査証明書又は小型船舶操縦士身体検査証明書を取得することが必要です。地方運輸局や運輸支局では身体検査を行いませんので注意してください。（地方運輸局長が交付した有効な身体検査第一種合格証明書又は身体検査第二種合格証明書でも受け付けます。）
- 身体機能の障害等がある方の身体検査に関するご相談は、小型船舶操縦士指定試験機関である(財)日本海洋レジャー安全・振興協会の「身体適性相談コーナー」にご連絡ください。

## 3 登録更新講習

- 講習は、登録更新講習実施機関（末尾・登録更新講習等実施機関一覧表（6頁）参照）が全国各地で行っています。その際、更新の要件となっている身体検査も併せて受検することができます。（身体検査のみの受検はできません。）
- 講習は、海技免状、操縦免許証の別及び海技免状の場合には、航海、機関、通信の資格別に分かれています。海技免状の講習は身体検査を含めて全体で半日程度、操

